

参 考 資 料

【内部統制関連基本用語解説】（※詳細は〔 〕本誌頁をご参照ください）

内部統制（Internal Control）の定義

：業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守という3つの目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成要因によって遂行される一つのプロセスであり、統制環境、リスクの評価、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）という5つの要素で構成（COSO「内部統制の統合的枠組み」）〔P.13〕

：企業等の4つの目的（①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全）の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、6つの基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ITの利用）から構成（企業会計審議会内部統制部会）〔P.11〕

米国企業改革法（Sarbanes-Oxley Act of 2002、2002年サーベンス・オクスリー法、略称SOX法、SO法）：第302条では、経営者に対して、報告書の開示が適正である旨の宣誓書の提出を義務づけ、第404条では、経営者に対して、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成とともに、公認会計士による内部統制監査を義務づけている〔P.11、P.15〕

COSO（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、米国トレッドウェイ委員会支援組織委員会<http://www.coso.org>）：1985年、内部統制等を通じて財務報告の質を高めることを目的に、米国会計士協会（AICPA）など会計5団体によって設立された民間団体〔P.10、P.13〕。内部統制に関わるガイドラインを公表（『内部統制の統合的枠組み』（通称『COSO報告書』“Internal Control-Integrated Framework”1992年）〔P.10、P.13〕、『企業リスクマネジメントの統合的枠組み』（通称『COSOのERM』“Enterprise Risk Management-Integrated Framework”2004年9月）〔P.12〕）

【内部統制に係わるガイドライン等】

『リスク新時代の内部統制ーリスクマネジメントと一体として機能する内部統制』（経済産業省リスク管理・内部統制に関する研究会、2003年6月）

『監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告』（日本監査役協会、日本公認会計士協会、2005年7月）〔P.12〕

『財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準（公開草案）』（金融庁企業会計審議会内部統制部会、2005年7月）〔P.10、P.16〕

『コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組についてー構築及び開示のための指針ー』（経済産業省企業行動の開示・評価に関する研究会、2005年8月）〔P.16〕